

ゴールドカードセゾン CORPORATE 規約／

個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項一部改定のお知らせ

2020年3月31日をもってゴールドカードセゾン CORPORATE 規約及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項を改定いたしますのでご案内いたします。規約及び同意条項の主な改定箇所は以下のとおりです。

■ゴールドカードセゾン CORPORATE 規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第1条(カードの発行)</p> <p>(1)本規約を承認し、ゴールドカードセゾン CORPORATE(以下「カード」という)利用の申込みをされ、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)がカード利用を認めた者(法人又は個人事業主。以下単に「法人会員」という)にカードを発行します。</p> <p>(2)法人会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことをご承認の上、当社に指定をし、当社がご利用を認めた法人会員の役員及び役職員をカード使用者とします。</p>	<p>第1条(カードの発行)</p> <p>(1)本規約を承認してゴールドカードセゾン CORPORATE(以下「カード」という)利用の申込みをされた方であって、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)がカード利用を承諾した方(法人又は個人事業主。以下単に「法人会員」という)に対し、<u>当社は、カードを発行します。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。</u></p> <p>(2)法人会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことをご承認の上、当社に指定をし、当社がご利用を承諾した法人会員の役員及び役職員をカード使用者とします。</p>
<p>第2条(管理責任者)</p> <p>(1) 法人会員は、お申込みにあたり当社との連絡のため、連絡担当者(以下「管理責任者」という)を指定するものとします。</p> <p>(2)当社からのカード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は管理責任者に行うことにより法人会員に行ったものとみなします。</p>	<p>第2条(管理責任者)</p> <p>(1)法人会員及び連帯保証人は、お申込みにあたり当社との連絡のため、一の連絡担当者(以下「管理責任者」という)を指定するものとします。</p> <p>(2)当社からのカード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は、管理責任者に行うことによって法人会員及び連帯保証人に行ったものとみなします。</p>
<p>第3条(カードの貸与)</p> <p>(1)カードの券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード裏面に印字される3桁の数値をいう)等(以下総称して「カード情報」という)が表示されています。カードの所有権は当社にあり、カードは当社が法人会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上カード使用者が利用できるようにしたものです。法人会員及びカード使用者は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p>	<p>第3条(カードの貸与)</p> <p>(1)カードの券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード裏面に印字される3桁の数値をいう)等(以下総称して「カード情報」という)が表示されています。カードは、<u>当社が所有権を有し、当社が法人会員に貸与するものです。また、カード番号は、当社が指定の上カード使用者が利用できるようにしたものです。法人会員及びカード使用者は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。また法人会員及びカード使用者は、カードを破壊、分解等又はICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。</u>なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化の</p>

<p>(2)カード及びカード情報の利用はカード使用者に限定され、カードを他人に貸したり、預託したり、譲渡したり、質入その他の担保利用などをしたりすることはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることもできません。カード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。</p> <p>(3)カード使用者には、カードを受け取られると同時にカードの所定欄に署名していただきます。</p> <p>(4)法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用されたことによる損害は、法人会員のご負担となります。但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</p>	<p>うえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>(2)カード及びカード情報は、<u>カード使用者に限って利用できるものであり、カード使用者は、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は質入その他の担保利用などをすることはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることもできません。第9条(保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払)(1)その他の場合におけるカード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。</u></p> <p>(3)カード使用者は、<u>カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います。</u></p> <p>(4)法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又はカードもしくはカード情報が他人に利用されたことによる損害は、法人会員のご負担となります。ただし、<u>カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて法人会員又はカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</u></p>
<p>第5条(カードの用途及び連帯保証)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)<u>法人会員の代表者のうち、当社に指定をし、当社が認めた者を連帯保証人とします。連帯保証人は、法人会員が当社に対して負担する一切の債務について連帯保証します。</u></p> <p>(4)法人会員は、連帯保証人が法人会員の代表者でなくなったときは、連帯保証人の変更又は追加に応じるものとします。</p> <p>(5)前二項は、個人事業主である法人会員には適用されないものとします。</p>	<p>第5条(カードの用途及び連帯保証)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)連帯保証人は、法人会員が当社に対して負担する一切の債務について連帯保証します。</p> <p>(4)<u>連帯保証人は、法人会員の代表者のうち法人会員が当社に指定をし、当社が認めた者とします。また、法人会員は、連帯保証人が法人会員の代表者でなくなったときは、連帯保証人の変更又は追加に応じるものとします。</u></p> <p>(5)前二項は、個人事業主である法人会員には適用されないものとします。</p> <p>(6)<u>連帯保証人は、(3)に規定する連帯保証の範囲に、第4条(有効期限)(2)に基づくカード更新後の債務が含まれることを確認します。</u></p>
<p>第7条(暗証番号)</p> <p>(1)暗証番号は、法人会員又はカード使用者に届け出させていただきます。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、法人会員又はカード使用者は、法人会員又はカード使用者本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p>	<p>第7条(暗証番号)</p> <p>(1)<u>法人会員又はカード使用者は、カードの暗証番号を当社に届け出るものとします。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、法人会員又はカード使用者は、法人会員又はカード使用者本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって暗証番号を管理</u></p>

<p>(2) 法人会員又はカード使用者が、法人会員又はカード使用者本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、法人会員の負担とします。但し、法人会員及びカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>するものとします。</p> <p>(2) 法人会員又はカード使用者が本人以外に暗証番号を知らせ、又は暗証番号が本人以外に知られた場合、これによって生じた損害は、法人会員の負担とします。<u>ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて法人会員及びカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。</u></p> <p>(3) (略)</p>
<p>第8条(カードのご利用)</p> <p>(1) カード使用者は当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、カードを提示し、伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」という)を受けることができます(以下「商品購入」という)。但し、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、当社が店舗へ法人会員に代わり立替払いをすること、及び商品等の購入を取り消し代金精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、予めご承認いただきます。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾していただきます。但し、取り消しについては、(1)を適用いたします。</p> <p>(3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等へのカード使用者による署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び伝票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等により、商品購入できるものとします。</p> <p>(4) カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。カード使用者は、換金又は違法な取引を目的とする商品購入はできません。また、流通する紙幣・貨幣(記念通貨を除く。)の購入を目的とするカードのご利用はできません。貴金属・金券類等の一</p>	<p>第8条(カードのご利用)</p> <p>(1) カード使用者は、当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、<u>カードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより</u>、商品・権利の購入又はサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」という)を受けることができます(以下「商品購入」という)。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、法人会員及びカード使用者は、当社に対し、店舗への立替払いを委任し、商品等の購入を取り消し代金精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、予めご承認いただきます。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾していただきます。ただし、取消しについては、(1)を適用いたします。<u>なお、法人会員及びカード使用者は、カード利用により生じた商品購入代金債権について、店舗に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。</u></p> <p>(3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める<u>暗証番号の入力</u>もしくは伝票等への署名を省略すること、<u>又は、カードの提示に代えてカード情報を通知する方法等により</u>、商品購入できるものとします。</p> <p>(4) カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。カード使用者は、換金又は違法な取引を目的とする商品購入はできません。また、<u>現在、通用力を有する紙幣・貨幣(記念通貨を除く。)</u>の購入を目的とするカードのご利用はできません。貴金</p>

<p>部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(5)カードのご利用可能枠は、当社が決定した額までとします。なお、当社が必要と認めた場合は、ご利用可能枠を変更し、又はご利用を停止いたします。また、当社が認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えたご利用はできません。</p>	<p>属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(5)カードのご利用可能枠は、<u>希望額を上限とし</u>当社が決定した額までとします。なお、当社が必要と認めた場合は、ご利用可能枠を変更し、又はご利用を停止いたします。また、当社が認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えたご利用はできません。</p>
<p>第 10 条(商品購入代金の支払方法等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)お支払いいただく金額は、予めご利用明細書で通知します。法人会員は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。利用内容、請求金額その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後 20 日以内に、法人会員から特にお申出のない場合は承認されたものとします。</p>	<p>第 10 条(商品購入代金の支払方法等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)お支払いいただく金額は、予めご利用明細書で<u>郵送又は電磁的方法により</u>通知します。法人会員は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。利用内容、請求金額その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後 20 日以内に、法人会員から特にお申出のない場合は承認されたものとします。</p>
<p>第 17 条(カードの再発行)</p> <p>紛失等によりカードが使用不能になった場合又は、カードの汚破損等により法人会員又はカード使用者が再発行を希望する場合には、法人会員又はカード使用者には当社所定の手続をおとりいただき、当社が認めた場合に再発行いたします。</p>	<p>第 17 条(カードの再発行)</p> <p>紛失等によりカードが使用不能になった場合又は、カードの汚破損等により法人会員又はカード使用者が再発行を希望する場合には、法人会員又はカード使用者には当社所定の手続をおとりいただき、当社が認めた場合に再発行いたします。<u>この場合、法人会員には当社所定のカード再発行費用をご負担いただきます。</u></p>
<p>第 19 条(本規約の変更等)</p> <p>当社は、本規約の一部又は全てを変更する場合は、法人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後 1 ヶ月の経過をもって、内容を承認いただいたものとみなします。</p>	<p>第 19 条(本規約の変更等)</p> <p>(1)当社は、次の各号に該当する場合には、<u>本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ(https://www.saisoncard.co.jp/)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で法人会員及び連帯保証人に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第 2 号に該当する場合には、当社は、<u>定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。</u></u></p> <p>①<u>変更の内容が法人会員及び連帯保証人の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p>②<u>変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき</u></p> <p>(2)当社は、前項に基づくほか、<u>あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ(https://www.saisoncard.co.jp/)にお</u></p>

	<p><u>いて告知する方法又は法人会員に通知する方法その他当社所定の方法により法人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、法人会員は、当該周知の後に本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。この場合、連帯保証人は、従前の保証の趣旨の範囲内で引き続き保証責任を負います。</u></p>
<p>第 20 条(期限の利益の喪失)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(新規に規定)</p> <p>(2) 法人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの請求により期限の利益を喪失し、直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>①(1)①及び②のほか、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>第 20 条(期限の利益の喪失)</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>⑥カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。</u></p> <p>(2) 法人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの請求により期限の利益を喪失し、直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>①(1)①、<u>②及び⑥</u>のほか、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。</p> <p>②～⑤ (略)</p>
<p>第 21 条(合意管轄裁判所)</p> <p>法人会員、カード使用者、又は連帯保証人と当社の間で訴訟の必要が生じたときは、訴額の多少にかかわらず、法人会員又は連帯保証人の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。</p>	<p>第 21 条(合意管轄裁判所)</p> <p>法人会員、カード使用者、又は連帯保証人と当社の間で訴訟の必要が生じたときは、訴額の多少にかかわらず、<u>法人会員の所在地又はカード使用者もしくは連帯保証人の住所地、及び当社の本社、支店の所在地</u>を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所といたします。</p>
<p>第 22 条(その他承諾事項)</p> <p>(1) 法人会員及び連帯保証人には、以下の事項を予め承認いただきます。</p> <p>① 第 11 条(遅延損害金)の遅延損害金は年 365 日(うるう年は年 366 日)の日割計算で行うこと。</p> <p>② 法人会員又は連帯保証人のご都合により第 10 条(商品購入代金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格をなくされた後についても法人会員又は連帯保証人にご負担いただくこと。</p> <p>③ 当社が法人会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。</p>	<p>第 22 条(その他承諾事項)</p> <p>(1) 法人会員及び連帯保証人には、以下の事項を予め承認いただきます。</p> <p>① 第 11 条(遅延損害金)の遅延損害金は年 365 日(うるう年は年 366 日)の日割計算で行うこと。</p> <p>② 法人会員のカードについて第 10 条(商品購入代金の支払方法等)(1)の口座振替によるお支払が連続して 13 ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p> <p>③ <u>当社が連帯保証人に履行の請求をしたときは、法人会員に対してもこの履行の請求の効力が生じること。</u></p> <p>④ カード利用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。</p> <p>⑤ 当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下</p>

④当社が法人会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。

⑤当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、法人会員及びカード使用者に事前に通知することなく、商品購入の全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。

⑥前号の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。

⑦当社が法人会員及び連帯保証人に対し、与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、法人会員の決算書、資金繰り表又は事業計画書等の書類及び連帯保証人の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくことがあること。

⑧当社が法人会員及び連帯保証人に対し、与信及び与信後の管理、商品購入代金の回収のため確認が必要な場合に、法人会員及び連帯保証人の自宅、携帯、勤務先及びその他の連絡先に電話確認を取ることがあること。

⑨法人会員のカードについて第 10 条(1)の口座振替によるお支払が連続して 13 ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。

⑩前号の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。

⑪カード利用により発生する債務の返済が完了するまでは、引続き本規約の効力が維持されること。

⑫当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という)を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。

(2)～(4)

(略)

「付帯サービス」という)を利用する場合であって、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。

(2)法人会員及び連帯保証人は、以下の義務を負うことを承認します。

①法人会員又は連帯保証人のご都合により第 10 条(商品購入代金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続を行った場合の費用、お支払に関する公正証書の作成費用は、会員資格をなくされた後についても法人会員又は連帯保証人にご負担いただくこと。

②当社が法人会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただき、また当社の求めに応じてカードをご提出いただくこと。

③与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、法人会員の決算書、資金繰り表もしくは事業計画書等の書類、連帯保証人の住民票の写し等・源泉徴収票その他の所得証明、又は公的機関が発行する書類等を取得、ご提出いただくこと。

④(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。

(3)当社は、以下各号の行為を行うことができます。

①当社の法人会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。

②当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、法人会員及びカード使用者に事前に通知することなく、商品購入の全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすること。

③前号の場合に、当社がカードを無効化するとともに、カードの再発行手続きをとること。

④与信及び与信後の管理、商品購入代金の回収のため確認が必要な場合に、法人会員及び連帯保証人の営業所、自宅住所、電話(携帯電話等を含む)、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に確認を取ること。

⑤当社が必要と認めた場合に、付帯サービスを改廃すること。

(4)～(6)

(略)

<p>第 23 条(会員資格の喪失等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法人会員のご都合でカードを解約される場合は当社所定の届出を行っていただき、カードを返却していただきます。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>第 23 条(会員資格の喪失等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法人会員のご都合でカードを解約される場合は当社所定の届出を行っていただき、カードを返却又は裁断のうえ破棄していただきます。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
<p>(新規に規定)</p>	<p><u>連帯保証に関する特則</u></p> <p><u>2020 年 4 月 1 日以降に法人会員となった者及び連帯保証人となった者については、第 24 条までの規定に加え本特則を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。</u></p> <p><u>第 1 条(極度額の設定)</u></p> <p>(1) <u>連帯保証人の本契約に基づく保証債務の極度額は、法人会員のご利用可能枠と同額とします。なお、複数のカードが発行されている場合には、極度額は、各カードのご利用可能枠の合計額となります。また、連帯保証人は、法人会員及び連帯保証人からの依頼に基づきご利用可能枠が増額される場合には、保証債務の極度額が増額後のご利用可能枠と同額となることを確認します。</u></p> <p>(2) <u>連帯保証人は、自らの保証債務の履行を行う場合には、当社から保証債務の履行の請求を受けてこれを履行するときを除き、あらかじめ当社に対して、保証債務の履行をする旨の通知を行うものとします。</u></p> <p><u>第 2 条(情報提供等)</u></p> <p>(1)<u>法人会員は、以下の情報をすべて、連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、当社に対して表明及び保証します。</u></p> <p>① <u>財産及び収支の状況</u></p> <p>② <u>主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況</u></p> <p>③<u>主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容</u></p> <p>(2)<u>連帯保証人は、法人会員から前項の情報全ての提供を受けたことを、当社に対して表明及び保証します。</u></p> <p>(3)<u>連帯保証人は、前項により自らが表明保証した内容が真</u></p>

	<p>実でない場合には、当社の請求に応じて、直ちに、当社に生じた損害を賠償するとともに、当社に対する一切の債務を履行します。</p> <p><u>(4)法人会員は、当社が連帯保証人に対して、法人会員の当社に対する債務の履行状況を開示することがあることをあらかじめ承諾します。</u></p> <p>第3条(期限の利益の喪失)</p> <p><u>本規約第20条(期限の利益の喪失)に以下の事項を追加します。</u></p> <p><u>(2)⑥連帯保証に関する特則第2条(情報提供等)(1)の表明保証に違反したとき。</u></p>
--	---

【下線部は改定部分を示します。】

■個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 新旧対照表

改定前	改定後
<p>申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という)は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。</p> <p>第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)</p> <p>(1)会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」という)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p style="text-align: right;">(新規に規定)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という)は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。</p> <p>第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)</p> <p>(1)会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」という)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p><u>⑨オンラインショッピング利用時の取引に関する事項(氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む。)、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報</u></p> <p><u>⑩インターネット、官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの(会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む)</u></p> <p>(2) (略)</p>
<p>第2条(第1条以外での個人情報の利用)</p> <p>(1)会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が</p>	<p>第2条(第1条以外での個人情報の利用)</p> <p>(1)会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が</p>

<p>下記の目的のために第 1 条(1)①②③の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>下記の目的のために第 1 条(1)①②③④⑤⑩の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(以下略)</p>
---	--

【下線部は改定部分を示します。】

以上